

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	農業政策課	整理番号	3-1
許認可等の種類	指定農業協同組合の指定			
根拠法令条例等・条項	農業協同組合法第10条第18項			
許認可等の概要	農業協同組合の指定組合の指定			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第6条の2</p> <p>1 貯金及び定期積金の合計額が500億円以上であること。</p> <p>2 次に掲げるすべての要件を満たすことにより、財産的基盤が安定しており、財務内容が健全であると認められること。</p> <p>イ 直近の事業年度末における単体自己資本比率(農業協同組合法第94条の2第3項に規定する区分等を定める命令(平成12年総理府/大蔵省/農林水産省令第13号)第1条第3項に規定する単体自己資本比率をいう。以下同じ。)が同条第1項の表の自己資本の充実の状況に係る区分のうち非対象区分に属すること(自己資本の充実の状況に係る区分のうち第3区分以外の区分に該当する組合の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合を除く。)及び直近の事業年度末における連結自己資本比率(同条第4項に規定する連結自己資本比率をいう。以下同じ。)が同条第2項の表の自己資本の充実の状況に係る区分のうち非対象区分に属すること(自己資本の充実の状況に係る区分のうち第3区分以外の区分に該当する組合の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合を除く。)</p> <p>ロ 直近の事業年度において、当期欠損金又は繰越欠損金を生じていないこと。</p> <p>ハ 直近の事業年度末における貸出しに対する直近の事業年度末に行われた資産の査定において回収不可能と判定される資産その他の農林水産大臣及び金融庁長官が定める資産に区分されたものの額の合計額の比率が3パーセント未満であること。</p> <p>3 次に掲げるすべての要件を満たすことにより、貯貸率等の改善が必要であり、貸付業務の執行体制が確立されていると認められること。</p> <p>イ 直近の1年間の平均貯貸率(貯金の平均残高に対する貸出金の平均残高の比率をいう。)が40パーセント以下であること。</p> <p>ロ 員外利用の実態として、直近の1年間の平均員外貸出率(組合員貸出に対する員外貸出の比率をいう。以下この号において同じ。)が20パーセント以上であり、今後、平均員外貸出率が25パーセントを超えることが確実であること。</p> <p>ハ 内部けん制体制及び審査体制が整備され、かつ、審査担当職員が2名以上配置されていること。</p> <p>ニ 内部監査担当部門が設置されており、かつ、内部監査担当職員が2名以上配置されていること。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (過去に申請実績がない又は稀であるため)			
期間の制定根拠	—			